

平成31(2019)年度 部活動の基本方針

宇都宮市立陽西中学校

1 部活動の目的

- (1) 友だちや、異学年の生徒・顧問等とのかかわりをとおして、豊かな人間関係を構築し、社会性や協調性を身に付けること。
- (2) 自主的・自発的にスポーツ・文化課活動に取り組み、自己の目標に向かって努力することにより、強い精神力や忍耐力を身に付けること。
- (3) 生涯をとおして実践できるスポーツ・文化的活動に関わる知識や技能の習得を図り、生涯学習の基礎を養うこと。

2 本年度の部活動

運動部	文化部
野球	吹奏楽
サッカー	合唱
ソフトテニス	科学技術
バスケットボール	美術
バレーボール(女子)	家庭
陸上競技	
卓球	
剣道	
弓道	

3 活動計画

- (1) 毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 毎月の活動計画や大会・コンクール等の開催予定などを、事前に生徒・保護者に伝える。

4 活動時間及び日数

(1) 朝の活動

7:00～7:50

(確認事項)

- ・集合時間については、6:50より早くならないこと。
- ・開始時間より前に活動をしないこと。
- ・終了時刻を守ること。

※実施する場合には、生徒の健康や生活リズムに配慮する。

(2) 放課後の活動

期 間	終了時間	下校時間
4月	18:15	18:30
5月	18:30	18:45
6・7月	18:45	19:00
8月	18:30	18:45
9月	18:15	18:30
10月	17:45 17:30	18:15 17:45
11・12・1月	17:00	17:15
2月	17:15	17:30
3月	17:45	18:00

- ・4月中、1年生の終了時刻は17:15、下校時刻は17:30とする。
- ・10月は新人戦県大会終了後から月途中で変更する。

(3) 活動時間及び休養日

① 休養日の設定

- ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末の大会参加等で休養日が確保できない場合は、前後1カ月を目安に休養日を他の日に振り替える。)
- イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ) 大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後1カ月を目安に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

② 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

(4) 長期休業中の活動について

- ・長期休業中も、「(3) 活動時間及び休養日」と同様に、活動時間及び休養日を設定する。

(5) その他

- ・定期テスト3日前(土日を含む)は、部活動は行わない。ただし、大会等がある場合には管理職に相談する。
- ・水曜日は、休養日とし部活動は原則行わない。ただし、大会等がある場合には管理職に相談する。

5 指導にあたって

(1) 活動内容

- ・発達段階や体力、技能等に応じて活動内容を配慮する。
- ・部員一人一人の個性をしっかりと見極め、伸ばす工夫をする。

(2) 事故防止及び健康管理

- ・顧問は関係する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確保に関する指導を十分に行い、事故の未然防止に努める。
- ・環境条件(天候、気温など)について、十分に配慮した練習内容や活動時間を設定する。特に、熱中症についての予防対策を徹底し、発生が疑われる際には適切に対応する。
- ・生徒の心身の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。

(3) 体罰の防止

- ・勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰など力に頼った指導は絶対に行わない。

(4) 地域指導者・部活動指導員の活用

- ・地域指導者や部活動指導員を活用する際には、学校の方針に従って指導を担えるよう、練習計画の相談や連絡など、顧問との協働体制を密にする。

(5) 大会や発表会等への適切な参加

- ・適切かつ確実な生徒引率を行う。
- ・交通手段は、原則として公共交通機関(借上バス等を含む)を利用する。

(6) その他

- ・個人で使用する物品については、高額なものを薦めることがないようにする。また、家庭の経済状況により購入が困難な場合には、学校や部所有の物品を貸し出すなど、十分配慮する。
- ・保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に係る経費について、保護者の経済的負担が過重にならないようにする。

6 部活動の入部・退部

(1) 入部

ア 1年生の加入の手順

- ①各部生徒代表による部活動紹介を聞く。
- ②部活動見学をする。
- ③担任に入部届を提出する。
- ④担任は確認後、部活動顧問に入部届を提出する。

イ 2・3年生の加入の手順

- ①担任に入部届を提出する。
- ②担任は確認後、部活動顧問へ提出する。

(2) 退部

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後に、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾を受け、退部届を顧問に提出する。

7 部活動の創部・廃部

(1) 創部

- ・新設の希望があった場合、施設設備および、職員構成、入部希望生徒等を参考に、前年度中の校務運営委員会で事前に審議し、年度当初の職員会議で学校長が決定する。新設部は直ちに、学校園内の小学校に周知する。特に以下の点については、慎重に審議する。
- ①団体種目の場合、入部を希望する生徒が継続して大会参加可能な人数（大会等がない場合は活動可能な人数）を確実に確保できる見込みがある。
 - ②複数の顧問教諭が長期的に確保できる見込みがある。

《設置種目について》

- ①栃木県中学校体育連盟に専門部が設置されている。
- ②栃木県中学校文化連盟主催のコンクール・芸術祭などにおいて活動機会がある。
- ③地域に専門的な知識や技能を有する指導者がおり、長期的に継続して外部指導者としての協力が得られる
- ④生徒や顧問教員に専門的な知識や技能がなくても、生徒の自主的な取組により活動が可能である。

(2) 廃部

- ①所属生徒の減少により、2年連続で、新人戦及び3年生引退後のコンクール等に団体として出場できない場合。
- ②大会等がない場合は、1年以上活動が困難な状況が続いた場合。
- ③顧問教員の不足や減少により、部活動運営が困難になった場合。